

平成24年 6 月 4 日提出

熊本市再生可能エネルギー等導入推進基金条例の制定について

熊本市再生可能エネルギー等導入推進基金条例を次のように制定する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市再生可能エネルギー等導入推進基金条例

(設置)

第1条 再生可能エネルギー等の導入を推進し温暖化対策を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、熊本市再生可能エネルギー等導入推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的のための事業の実施に必要な財源に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分することができる。

(熊本市再生可能エネルギー等導入推進会議)

第7条 第1条に定める目的のための事業の実施に関し進行管理等を行うため、熊本市再生可能エネルギー等導入推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表環境活動支援事業選定審査会審査員の項の次に次のように加える。

再生可能エネルギー等導入推進会議委員	日額 10,000円
--------------------	------------

（この条例の失効）

3 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

（提出理由）

再生可能エネルギー等の導入を推進し温暖化対策を図るための再生可能エネルギー等導入推進基金を設置するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。